

とくしま旅行会社視察助成事業実施要綱

(事業の目的及び内容)

第1条 この事業は、県外の旅行会社の社員が行う視察旅行（以下「視察」という。）の経費の一部を助成することにより、徳島県への企画旅行商品の造成を促進し、徳島県外からの観光誘客を拡大しようとするものです。

(助成対象者)

第2条 次条の助成要件を満たす徳島県への企画旅行商品造成のための県内視察を実施する旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社に対し、予算の範囲内で助成します。

(助成要件)

第3条 以下の要件をすべて満たし、事前に一般財団法人徳島県観光協会理事長（以下「理事長」という。）に助成金を申請し、理事長が承認した視察を対象とします。ただし、徳島県による他の助成事業との重複は認めません。

- (1) 令和4年4月1日（金）から令和5年3月24日（金）までの間（いずれも宿泊日基準）に実施する、徳島県内の宿泊施設に宿泊し、徳島県内の観光施設・プログラム等の視察を目的とするものであること。
- (2) 助成対象となるのは、徳島県内を除く旅行会社の旅行商品造成等の担当者に限り、1事業所あたり最大2人までとする。
- (3) 視察終了後、第4号様式により、当該視察に関する報告書を提出すること。
- (4) 視察終了後、本県への旅行商品を造成すること。ただし、何らかの理由で造成できない場合は、その理由を報告すること。
- (5) 視察終了後の本県への送客状況等に関する当協会からの調査について協力すること。

(助成対象経費、助成限度額及び利用制限)

第4条 助成対象経費、助成限度額及び利用制限は、以下のとおりとします。

- (1) 助成対象経費は、徳島県への視察に必要な旅費交通費、県内での宿泊費、施設入場・体験料の実費相当とする。ただし、宿泊費に含まれない飲食代は助成対象外とする。
※企画旅行商品等を利用する場合は、県内での宿泊が含まれていることがわかる予約確認書（写）等が必要となります。
- (2) 徳島県以外の視察を兼ねる場合、観光施設等の利用割合を旅費交通費に乗じて助成対象とする。
- (3) 助成限度額等については、事業所所在地（当該視察の出発地）に応じ、次の限度として助成する。なお、1人当たりの単価については、対象経費の総額を参加者数で除したものとする。

四国内（徳島県を除く）の旅行会社	1人当たり 10,000 円以内
その他の地域の旅行会社	1人当たり 20,000 円以内

- (4) 1事業所当たりの利用は年度内1回とする。

(申請)

第5条 助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として視察出発日の前日から起算して7日前までに助成金交付申請書（第1号様式）及び添付書類を理事長に郵送等により提出してください。

(助成の決定)

第6条 理事長は、申請に基づき助成の可否を決定し、申請者に対し通知するものとします。

(事業の変更等)

第7条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定日に視察が行えないと見込まれる場合または視察を取りやめる場合は、速やかに変更承認申請書(第2号様式)または廃止届(第3号様式)を提出し、理事長の承認を受けてください。

(実績報告)

第8条 申請者は、助成事業終了日の翌日から起算して14日以内に実績報告書(第4号様式)、視察実施報告書(第5号様式)、請求書(第6号様式)及び添付書類を理事長に郵送等により提出してください。なお、期限までに提出がない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

(助成金の交付)

第9条 理事長は、前条の実績報告が適当と認められるときは、助成金の額を確定し、助成金を交付します。

(交付の取消・変更)

第10条 助成金の交付決定後もしくは確定後においても、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるときは、理事長は原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることとします。

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国または都道府県知事から住民に対し、不要不急の外出や、都道府県をまたぐ往来の自粛などの行動制限が要請された場合等においては、理事長は当該認定を取り消し又は変更することができることとします。

(関係書類の整備)

第11条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管してください。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとします。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行します。